平成28年 秋季全国火災予防運動が実施されます

期間　11月9日㈬～11月15日㈫

全国統一防火標語

『消しましょう その火その時 その場所で』

小松島市消防本部で実施する主な行事
①広報車などによる火災予防広報
②大型店舗・危険物施設などへの立入検査
③空き地の枯草除去依頼
　ご協力よろしくお願いします。

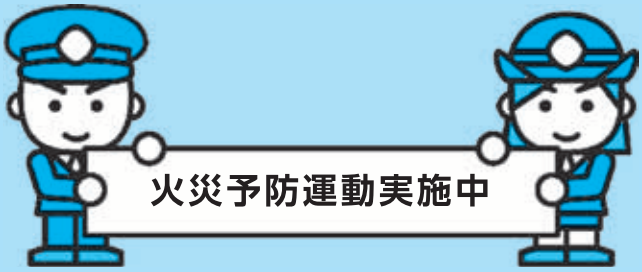

住宅火災を予防しましょう

全国では年間に4万3千件以上の火災が発生しており、その半数以上は住宅火災が占めています。さらに、住宅火災による死者数は、建物火災による死者数の約9割に上り、そのうち約7割が65歳以上の高齢者となっています。

住宅火災を予防するため、次のことに注意してください。

◎タバコの火災予防

・寝タバコをしない。（特に飲酒後は危険です。）
・灰皿に吸い殻を溜めこまない。
・吸い殻は一度水にさらしてから捨てる。
・喫煙場所を決めておく。

◎ストーブの火災予防

・外出時や就寝時は必ず火を消す。
・洗濯物の乾燥に使わない。
・寝具やカーテンから離して使う。
・給油する時は必ず火を消す。

◎コンロの火災予防

・離れる時は火を消す。
・周囲に燃えやすい物を置かない。
・換気扇やグリルはいつもきれいにしておく。

◎電気コードなどの火災予防

・タコ足配線をしない。
・コードの上に重い物をのせない。
・プラグを抜く時はコードを引っ張らない。
・コードを束ねて使わない。

◎放火の火災予防

・ごみは必ず収集日に出す。
・家の周りに燃えやすい物を置かない。
・門戸、車庫、物置は施錠する。

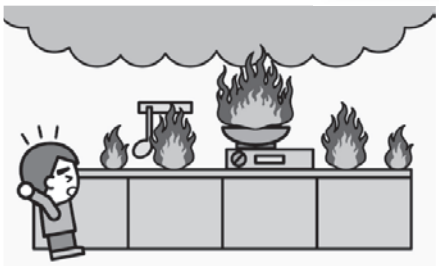

住宅用火災警報器の点検をしましょう

火災が発生したときに、就寝中であったり、仕切られた部屋などで物事に集中していたりすると、火災に気づくのが遅れてしまいます。そこで、家庭内での火災の発生をいち早く知らせてくれるのが、住宅用火災警報器です。

住宅用火災警報器は、平成18年6月から、火災の早期発見を目的として設置が義務化され、10年が経過しました。住宅用火災警報器の使用期限はメーカーや型式によって多少の差はありますが、設置から約10年となっています。これは電池の期限だけに限ったことではなく、本体の交換を推奨するものですので、設置からの経過年数についてご確認をお願いします。

【お問い合わせ先】
市消防本部
☎32・0119
FAX32・3595
Mail:shoubou@city.komatsushima.tokushima.jp

《今月は、市県民税３期分、後期高齢者医療保険料４期分、国民健康保険税・介護保険料５期分の納付月です。》市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。